

○国土交通省告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年二月十五日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道220号改築工事（宮崎県宮崎市大字折生迫字藤河内地内から同市大字内海字町地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 宮崎県宮崎市大字折生迫字藤河内並びに大字内海字前坂及び字町地内
- 2 使用の部分 宮崎県宮崎市大字折生迫字藤河内並びに大字内海字藤、字三池、字南平、字大稲迫、字小稲迫及び字前坂地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県宮崎市大字折生迫字藤河内地内から同市大字内海字町地内までの延長約2,780mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一般国道220号改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道220号（以下「本路線」という。）は、宮崎県宮崎市を起点とし、日南市、串間市、鹿児島県鹿屋市、垂水市等を経て霧島市に至る延長約184kmの主要幹線道路である。

本路線は、宮崎県宮崎市大字折生迫地内から日南市大字風田地内までの区間において、脆弱な地層の地域を通過するため台風等の異常気象時には地滑りや斜面崩壊のおそれがあることから、異常気象時通行規制区間が3区間指定されており、連続雨量が170mmに達した場合又は落石等のおそれがある場合には通行規制がなされている。ちなみに、平成元年7月から平成16年10月までの規制時間は計1,054時間にも及び、規制日数は計69日にも及んでいる。

さらに、この3区間のうち、本件区間に対応する宮崎市大字折生迫地内から同市大字内海地内までの区間（以下「現道」という。）に存する異常気象時通行規制区間が通行規制されると、宮崎市中心部への交通が遮断され、現道付近の内海集落、野島集落及び小内海集落の住民は、日常交通の制約を受け、通勤、通学等の大きな障害となっている。

本件事業の完成により、隣接する青島バイパスと併せて現道に存する異常気象時通行規制区間を回避した通行が可能となることから、本件区間における安全かつ円滑な交通が確保されるとともに、沿線住民が受けている日常交通の制約が軽減されることが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年12月に環境影響評価を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内の土地には、起業者が保護すべき特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道に存する異常気象時通行規制区間の回避を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業におけるルートについては、申請案及び申請案より山側を通過する案について検討が行われている。申請案と他案を比較すると、トンネル坑口が集落に近いため施工中の騒音が住民に影響を与える可能性があるものの、防音壁の設置により対処が可能であり、さらに、取得必要面積が少ないこと、事業に要する期

間が短いこと、事業費が廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道には異常気象時通行規制区間が存在し、沿線住民が日常交通の制約を受けていることから、できるだけ早期に異常気象時通行規制区間の回避を図る必要があると認められる。

また、宮崎東諸県広域市町村圏協議会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 宮崎県宮崎市役所